

軽井沢町新型コロナウイルス感染症対策事業第6波対応事業者支援給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の第6波の到来により影響を受けた町内の各種事業者を支援するため、長野県が交付する第6波対応事業者支援交付金を活用し、予算の範囲内において、軽井沢町新型コロナウイルス感染症対策事業第6波対応事業者支援給付金（以下「第6波対応事業者支援給付金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 第6波対応事業者支援給付金の交付の対象となる者は、令和3年12月から令和4年2月までの期間において、町内に事業所を有し、長野県の「新型コロナ対策推進宣言」を実施し、町内において次の表に掲げる業種に属する事業を営んでいた法人又は個人事業者とする。ただし、農林漁業を営む個人事業者にあつては、事業所を有することを要しない。

飲食業 宿泊業（保養所その他これに類する宿泊施設を営む事業を除く。） 道路旅客運送業 旅行業 冠婚葬祭業 農林漁業 食料品製造業 飲料等製造業 飲食料品卸売業 小売業 運転代行業 美術館 美理容業 クリーニング業 療術業
---

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、交付の対象としない。

- (1) 町内において、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）に規定する住宅宿泊事業を営む者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）及び軽井沢町暴力団排除条例（平成26年輕井沢町条例第17号）に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

(第6波対応事業者支援給付金の額)

第3条 第6波対応事業者支援給付金の額は、一の事業者につき10万円（

当該事業者が、2以上の前条第1項に規定する事業を営んでいた場合で、それぞれの事業の業種が異なる時にあっては、それぞれの事業につき10万円)とする。

(交付申請等)

第4条 第6波対応事業者支援給付金の交付を受けようとする者は、新型コロナウイルス感染症対策事業第6波対応事業者支援給付金交付申請書(様式第1号。次項において「申請書」という。)及び新型コロナウイルス感染症対策事業第6波対応事業者支援給付金交付請求書(様式第2号。第3項において「請求書」という。)を町長に提出しなければならない。

2 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、信州の安心なお店認証制度による認証を受け、その認証期間が令和3年12月から令和4年2月までの期間を含んでいる事業者にあつては、第1号から第3号までの書類に代えて、信州の安心なお店認証制度審査結果通知書の写しを提出することができる。

(1) 長野県の「新型コロナ対策推進宣言」のポスターの貼付箇所、感染症対策を実施している箇所等の写真。ただし、農林漁業又は飲食料品卸売業を営む事業者にあつては、この限りでない。

(2) 令和3年分の法人町民税の確定申告書(個人事業者にあつては、所得税確定申告収支内訳書)の写し

(3) 事業所(第2条第1項ただし書の規定により事業所を有しない場合にあつては、事業の本拠となる場所)の位置図及び外観の写真

(4) 確認書(様式第3号)

(5) その他町長が必要と認める書類

3 請求書には、振込口座の通帳の口座番号及び口座名義人が確認できる箇所の写し又はこれに類する書類を添付しなければならない。

4 第1項の規定による申請ができる期間は、令和4年3月22日から同年9月30日までとする。

(交付決定等)

第5条 町長は、前条第1項の規定による申請があつたときは、速やかにこれを審査し、第6波対応事業者支援給付金を交付するかどうかを決定

し、その結果を当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により第6波対応事業者支援給付金を交付することを決定したときは、速やかに、第6波対応事業者支援給付金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第6条 町長は、交付を受けようとする者が偽りその他不正の手段により前条第2項の規定による交付の決定を受けたときは、当該決定を取り消し、又は既に交付した第6波対応事業者支援給付金を返還させることができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、第6波対応事業者支援給付金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年3月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月23日から施行する。